

2025 年 7 月 16 日

各 位

会 社 名 ソニーグループ株式会社
代 表 者 名 代表執行役 十時 裕樹
(コード番号 6758 東証 プライム)
問 合 せ 先 I R グ ル ー プ
(TEL03-6748-2111(代表))

譲渡制限付株式ユニット (RSU) の権利確定に伴う自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2022 年度より譲渡制限付株式ユニット（以下、「RSU」という。）による事後交付型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しておりますが、本日、過去に付与した RSU の一部の権利確定に伴い、取締役会決議による委任に基づき、当社代表執行役が自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決定しましたので、お知らせします。

1. 自己株式処分の概要

(1) 払 込 期 日	2025 年 8 月 1 日
(2) 処分する株式 の 種 類 及 び 数	当社普通株式 376,095 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 3,566 円
(4) 処分価額の総額	1,341,154,770 円
(5) 割 当 予 定 先	プラン A 当社の取締役 2 名 12,400 株 プラン C 当社の従業員 1 名 8,585 株 当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に定める子会社及び同条第 5 項に定める関連会社をいい（以下同じ。）、当社と併せて以下、「当社グループ会社」という。）の取締役及びその他の役員 10 名 84,530 株 当社の関係会社の従業員 165 名 267,580 株 プラン D 当社の関係会社の取締役 1 名 3,000 株
(6) そ の 他	本自己株式処分は、2024 年 11 月 8 日に提出済で、同年 11 月 16 日に効力発生した発行登録書に基づいて行うものであり、本日発行登録追補書類を提出しております。

2. 自己株式処分の目的及び理由

当社は、2022 年度より本制度を導入しています。

本制度は、ソニーグループの業績と本制度の対象者（以下、「対象者」という。）の受ける利益を連動させることにより、ソニーグループの業績向上に対する対象者の貢献意欲を高め、以てソニーグループの業績を向上させることを目的として導入したものです。

①本制度の対象者

※ RSU 付与時点の地位であり、権利確定時の地位はこれとは異なる可能性があります。

本制度は、当社が対象者に対して、当社が定める数の RSU を事前に支給し、下記③の方法により権利確定した場合、当該ユニット数と同数（以下、「RSU 交付株式数」という。）の当社の普通株式（以下、「当社普通株式」という。）を交付するものです。

プランE：原則として、対象者が、当社の上級役員としての地位を喪失した場合に全てのRSUが権利確定します。

	a) 付与日の1年後の応当日が 付与したユニット数に3分の1を 属する月の翌月1日 乗じた数 b) 付与日の2年後の応当日が 付与したユニット数に3分の1を 属する月の翌月1日 乗じた数 c) 付与日の3年後の応当日が 付与したユニット数から、上記 a 属する月の翌月1日 及びbの数を差し引いた数 ただし、権利確定前に、対象者が死亡、その他当社の報酬委員会又は代表 執行役が正当と認める理由により、当社グループ会社の取締役、執行役 その他の役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、当社は、 当該地位喪失後の一定の時期に、当該対象者の保有するRSUのうち、RSU の付与日から当該地位喪失日までの期間に応じて決定されるユニット数 について権利確定するものとします。ただし、当社の報酬委員会、代表執 行役又は人事を担当する上級役員は、RSU交付株式数を合理的な範囲で調 整することができるものとします。	
プランD	対象者が当社グループ会社の取締役、執行役その他の役員及び従業員の いずれの地位をも喪失した日が属する四半期毎に以下に定める日（た だし、当社の休業日に当たるときは、その翌営業日）において、対象者が保 有しているRSU全てについて権利確定します。 ＜地位喪失日が属する四半期＞ ＜権利確定日＞ a) 第1四半期（4月1日から 地位喪失日の同年8月1日 6月30日） b) 第2四半期（7月1日から 地位喪失日の同年12月1日 9月30日） c) 第3四半期（10月1日から 地位喪失日の翌年2月1日 12月31日） d) 第4四半期（1月1日から 地位喪失日の同年5月1日 3月31日） ただし、権利確定前に、対象者が死亡により、当社グループ会社の取締 役、執行役その他の役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、 当該地位喪失後の一定の時期に権利確定するものとします。	第4回RSU （2023年 7月25日 付与） 第10回RSU （2024年 7月25日 付与）

④当社普通株式の交付の方法及び時期

当社は、権利確定後、速やかに、当社グループ会社から対象者に支給された当社グループ会社に対する金銭報酬債権（なお、当社は、当社の関係会社を対象者に付与された金銭報酬債権に係る当該関係会社の対象者に対する債務について併存的債務引受けをします。）の現物出資と引換えに、当社の代表執行役の決定に基づく新株式発行又は自己株式処分によって、RSU交付株式数の当社普通株式を交付します。ただし、当社が必要と認める場合には、当社の関係会社が金銭報酬債権を当該対象者に対して付与することに代えて、当社は、当社の関係会社をして、当該金銭報酬債権の額と同額の金銭を当該対象者に対して支給させるなどの適切と認める措置をとることができるものとし、この場合、当該対象者は、当社に対して株式と引き換えに金銭を払い込むことにより、RSU交付株式数の当社普通株式を取得するものとします。なお、当社の発行済株式総数が株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減する場合、併合・分割の比率を乗じて当該交付株式数を調整します。

また、本制度により発行又は処分される当社普通株式の1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る当

社の代表執行役の決定の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象者に特に有利とならず、かつ関連する法令により認められる範囲において当社が決定する額とします。

なお、当社普通株式の交付が困難な特段の事情が生じた場合その他当社が必要と認める場合には、当社は、その裁量により、対象者に対して同等の価値を有する金銭を支給することにより、当社普通株式の交付に代えることができるものとします。

⑤RSU の消滅事由

権利確定日までに、（i）対象者がRSUを放棄した場合、（ii）対象者が禁錮以上の刑に処せられた場合、（iii）対象者について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合、（iv）対象者が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合、及び、（v）その他当社が予め定める一定の事由に該当する場合、未確定のRSUの全部が消滅します。

⑥組織再編等その他の事由が生じた場合の取扱い

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）にて承認された場合、その他当社が定める事由が発生した場合には、当社の報酬委員会の決議又は代表執行役の決定に基づき、当該組織再編等の効力発生日までの期間等を踏まえて合理的に定める数の当社普通株式、金銭又は組織再編等の相手方の株式を対象者に交付することができます。

本自己株式処分は、第4回RSU、第7回RSU、第9回RSU及び第10回RSUの一部が2025年8月1日に権利確定することに伴い、取締役会決議による委任に基づき、2025年7月16日付の当社代表執行役の決定により行うものです。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき、当社グループ会社が対象者へ支給する金銭報酬債権（なお、当社は、当社の関係会社の対象者に付与された金銭報酬債権に係る当該関係会社の取締役、その他の役員及び従業員に対する債務について併存的債務引受けをします。）を出資財産として、現物出資させることにより行われるものです。

本自己株式処分の処分価額は、2025年7月15日（本自己株式処分に係る当社代表執行役の決定日の前営業日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である3,566円としています。これは、本自己株式処分に係る当社代表執行役の決定日の直前の市場株価であることから合理的と考えており、特に有利な価額には該当しないものと考えています。

以上